

「禁煙エリア規制強化布告」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

● 仏暦二五三五年非喫煙者健康保護法令に基づく、非喫煙者の健康を保護する公共の場所の名称または種類を定め、当該公共の場所の一部または全部を喫煙エリアもしくは禁煙エリアに定めると共に、喫煙エリアまたは禁煙エリアの状態、形態及び標準を定める仏暦二五五〇年・保健省布告（第一八号）

前文省略

第一項

仏暦二五三五年非喫煙者健康保護法令に基づく、非喫煙者の健康を保護する公共の場所の名称または種類を定め、当該公共の場所の一部または全部を喫煙エリアもしくは禁煙エリアに定めると共に、喫煙エリアまたは禁煙エリアの状態、形態及び標準を定める仏暦二五四九年・保健省布告（第一七号）の第二項の（二二）二二・六の内容を廃止し、以下の内容に置き代える。

「二二・六、すべての食品・飲料販売所、もしくは宴会所。」

注／これまでは例外扱いされてきたバー、パブなども禁煙とするもの。

第二項

仏暦二五三五年非喫煙者健康保護法令に基づく、非喫煙者の健康を保護する公共の場所の名称または種類を定め、当該公共の場所の一部または全部を喫煙エリアもしくは禁煙エリアに定めると共に、喫煙エリアまたは禁煙エリアの状態、形態及び標準を定める仏暦二五四九年・保健省布告（第一七号）の第三項の（二）の内容を廃止し、以下の内容に置き代える。

「（二）民間の就業場所のうち空調システムのある場所。」

注／仏暦二五四九年保健省布告第一七号では遊興施設法令に基づく遊興施設である就業場所は例外扱いしていた。

第二項

仏暦二五三五年非喫煙者健康保護法令に基づく、非喫煙者の健康を保護する公共の場所の名称または種類を定め、当該公共の場所の一部または全部を喫煙エリアもしくは禁煙エリアに定めると共に、喫煙エリアまたは禁煙エリアの状態、形態及び標準を定める仏暦二五四九年・保健省布告（第一七号）の第三項の（一二）の内容を廃止し、以下の内容に置き代える。

「（一二）第二項（二二）二二・一～二二・六における公共の場所のうち空調システムスペース以外のすべての部分。」

注／人が集まる場所ではエアコンのないスペースでも禁煙とするもの。

第四項

以下の内容を、**仏曆二五三五年非喫煙者健康保護法令**に基づく、非喫煙者の健康を保護する公共の場所の名称または種類を定め、当該公共の場所の一部または全部を喫煙エリアもしくは禁煙エリアに定めると共に、喫煙エリアまたは禁煙エリアの状態、形態及び標準を定める**仏曆二五四九年・保健省布告（第一七号）**の第三項の（一三）として増補する。

「（一三）市場、すなわち常設、臨時または定期日に商品・サービスの展示、販売、交換のために商人を集めた場所。」

注／市場も禁煙とするもの。

第五項

本布告は官報公示日から四五日が経過した時に施行する。[注／官報公示日は二〇〇七年一月二八日。施行日は二〇〇八年二月一日。]

[参考] ●**仏曆二五四九年保健省布告（第一七号）**

第一項

以下を廃止する。

（一）非喫煙者の健康を保護する公共の場所の名称もしくは種類を定めるとともに、当該場所のスペースもしくはエリアを喫煙区域または禁煙区域に定める**仏曆二五四五年保健省布告（第一〇号）**

（二）非喫煙者の健康を保護する公共の場所の名称もしくは種類を定めるとともに、当該場所のスペースもしくはエリアを喫煙区域または禁煙区域に定める**仏曆二五四六年保健省布告（第一三号）**

（三）非喫煙者の健康を保護する公共の場所の名称もしくは種類を定めるとともに、当該場所のスペースもしくはエリアを喫煙区域または禁煙区域に定める**仏曆二五四八年保健省布告（第一六号）**

第二項

以下の場所を非喫煙者の健康を保護する公共の場所とし、その全てを禁煙区域に定める。

（一）定期路線乗客輸送機関もしくはチャーター乗客輸送機関。

（二）全種類のスクールバス。

（三）官公庁、国営企業もしくは国のその他の機関のセンターとしての形態で業務に使用される輸送機関。

（四）全種類の乗客輸送サービスで使用される乗客休憩所または待合所。

（五）人員運搬用エレベーター。

- (六) 公衆電話ボックスもしくは公衆電話サービス提供スペース。
 - (七) 便所。
 - (八) 娯楽場の建物。
 - (九) 図書室。
 - (一〇) 会議室、研修室、もしくはセミナー室。
 - (一一) 薬局の建物。
 - (一二) 患者または動物を入院（宿泊）させない種類の人及び動物を診療するクリニックもしくは診療所。
 - (一三) タイ・マッサージ事業もしくは古式マッサージ事業の営業所。
 - (一四) 健康目的のスパ事業、健康目的のマッサージ事業、もしくは美容目的のマッサージ事業の営業所。
 - (一五) サウナもしくは薬草サウナサービス提供所。
 - (一六) 屋内運動場、もしくは仏暦二四七八年賭博法令に基づき制定された省令第二七号（仏暦二五三四年）に掲げられたところに基づくスヌーカーまたはビリヤード場である屋内競技場を除く屋内競技場。
 - (一七) スポーツまたはパフォーマンス観賞の半円形劇場。
 - (一八) 児童公園。
 - (一九) 託児所。
 - (二〇) 高等教育より下のレベルの学校または教育機関。
 - (二一) 宗教施設または諸宗派、諸宗教における宗教活動を営む場所の特に宗教活動スペース。第一段に基づく公共の場所は全て禁煙区域である。
 - (二二) 以下の公共の場所は空調システムのあるスペースのみ（を禁煙区域とする）。
- 二二・一、芸術文化展示場、博物館、もしくは美術館。
 - 二二・二、百貨店、ショッピングセンター、商品展示場または博覧会場。
 - 二二・三、理容・美容店、服仕立屋、ビューティーサロン。
 - 二二・四、コンピュータ、インターネット、ゲーム機またはカラオケボックスのサービス所。
 - 二二・五、ホテル、リゾート、寮、貸室、コンドミニウム、コートまたはアパートメントのロビー・スペース。
 - 二二・六、食品・飲料販売所、もしくは宴会所。ただし以下の食品、飲料、食品及び飲料販売所、もしくは宴会所はその限りではない。
- (一) 仏暦二五四六年遊興施設法令（第四版）により改定増補された仏暦二五〇九年遊興施設法令の第三条（一）（二）及び（三）に基づく遊興施設である、もしくはその内部にある食品、飲料、食品及び飲料販売所、もしくは宴会所。
 - (二) 二〇歳未満の営業時間内の就業、立入を禁じた仏暦二五四六年遊興施設法令（第四版）により改定増補された仏暦二五〇九年遊興施設法令の第三条（四）及び（五）に基づく遊興施設である、もしくはその内部にある食品、飲料、食品及び飲料販売所、もしくは宴会所。ここに白

地に赤でシープライター書体または近似した書体の二〇〇ポイント以上の大きさのタイ文字で、「たばこの煙は人を死に至らしめる」または「たばこの煙は肺がんに至らしめる」といった内容の看板を一つ以上、その施設の入口付近にはっきりと視認できるように設置する。

その遊興施設である、もしくはその内部にある食品、飲料、食品及び飲料販売所、もしくは宴会所は、本布告の第二項及び第三項に基づく公共の場所内に設置された遊興施設であってはならない。

第三項

以下の場所は全て禁煙区域とするが例外規定を定めることで、非喫煙者の健康保護のある公共の場所とする。

(一) 官公庁・役所、国営企業または国のその他の機関。

(二) 民間の就業場所のうち空調システムのある場所。ただし仏暦二五四六年遊興施設法令(第四版)により改定増補された仏暦二五〇九年遊興施設法令の第三条に基づく遊興施設である就業場所はその限りではないが、本保健省布告の第二項及び第三項に基づく公共の場所内に設置された遊興施設であってはならない。

(三) 空港及び旅客用港湾を含む全種類の乗客運輸ステーション。

(四) 燃料油または燃料ガスのサービス所。

(五) 大学または高等教育レベル以上の教育施設もしくは教育機関。

(六) 学習パークまたはセンター、職業訓練所、補習所(予備校・学習塾)、語学・音楽・歌唱・演劇・美術・スポーツ・武芸その他を教える場所。

(七) 銀行、金融機関。

(八) 宗教施設または諸宗派、諸宗教における宗教活動を営む場所のうち宗教活動スペース以外の全てのスペース。

(九) 屋外運動場または競技場。

(一〇) 公園、動物園、植物園。

(一一) 入院を受け付ける種類の病院または人及び動物の診療所。

(一二) 第二項(二二・一～二二・五)における公共の場所のうち空調システムスペース以外のすべての部分。

ここに第一段に基づく公共の場所は以下の場合にのみ禁煙区域ではない。

(一) その公共の場所における勤務者の個人的な休憩室または勤務室スペース。特にその者が一人で勤務または休憩に使用する場合。

(二) 特別に「喫煙エリア」として設けたスペース。このとき喫煙エリアを設ける、設けないに関わらず、喫煙エリアの様態は保健大臣が布告規定したところに従わなければならない。

第四項

「建物」として示していない公共の場所には、隔壁がある、ないに関係なく、その活動を営む

のに使用するスペースも含む。

はっきりと境界を定めていない公共の場所は、その喫煙状況が他者にとって迷惑になるかどうかを判断基準とする。

第五項

本布告は官報公示日の翌日から九〇日が経過した時に施行する。〔注／官報公示日は二〇〇六年九月二十九日。施行日は同年一二月二十九日〕

(おわり)

[参考] ●遊興施設法・第三条

本法令において、

「遊興施設（サターン・ポリカーン）」とは、以下の商業上の利益追及によりサービスを提供するために設立された場所を意味する。

(一) 相伴サービス提供者のいる種類の、及び相伴サービス者のいない種類の常設のダンス場、輪舞場もしくはロンゲン場〔ロンゲンは回教徒の踊り。男女一組ずつ踊る〕

(二) 客に相伴して奉仕する者がいる、販売及びサービスする料理、酒、茶もしくはその他の飲料のある場所。

(三) 客にサービスする者のいる浴場、マッサージ場、もしくはサウナ。ただし以下を除く。

(a) 医療業務従事法に基づくタイ・マッサージ種のタイ方医療従事者として登録し、許可書を得たサービス提供者、もしくは当該法令に基づきタイ・マッサージ種のタイ方医療従事者として登録、許可書を得なくてもよいサービス提供者、あるいは医療施設法に基づく医療施設。

(b) 内務大臣の承認を得て保健省が布告規定した健康もしくは美容のための施設。この場合、内務大臣の承認を得て保健省が布告規定した標準に従った施設、サービス、サービス提供者の形態を有していなければならない。当該布告はその標準に従っているとの保証のための検査の原則及び方法を定めることができる。もしくは、

(c) 省令で定めたその他の施設。

(四) 以下のいずれかの形態を有する販売及びサービスする料理、酒、茶もしくはその他の飲料のある場所。

(a) 娯楽のための楽曲、演奏、もしくはその他のパフォーマンスを有し、歌手、演者、またはその他の従業員が客と相席することを承諾または放置する。

(b) 客と歌をうたうサービス提供者を置き、もしくはその他の従業員が客と相席することを承諾または放置する、客に楽曲を構成する歌唱設備を提供する。

(c) ステージでのダンス、もしくは料理または飲み物のテーブル周辺でのダンスがある、もしくはダンスを許諾する、あるいはダンスパフォーマンスを用意する。

(d) 省令で定めたところに基づく場所の形態、光と音の用意、もしくはその他の設備がある。

(五) 二四時以降に終業する、娯楽のための演奏もしくはその他のパフォーマンスを用意した料理、酒、またはその他の飲料を販売する場所。

(六) 省令で定めたところに基づくその他の場所。